

# 二つの柔道試合規定

——国内の場合と国外の場合——

小野 勝 敏

## I はじめに

1948年、ロンドンにおいてイギリス、フランス、イタリアなどの諸国は「欧州柔道連盟」を結成した。その後、欧州各国よりの参加も増え、南米アルゼンチンからの参加申し込みもあったことにより、世界のすべての国々の柔道を包括する意味で、1951年、「国際柔道連盟」と改称した。そして、その初代会長にイタリアのトルチが就任し、ここに、「国際柔道連盟」(International Judo Federation)<sup>(1)</sup><sup>(2)(3)</sup>が誕生した。

一方、国内においては、1949年、従来より講道館に本部のあった「柔道有段者会」が発展的に解消され「全日本柔道連盟」が結成された。1952年には、全日本柔道連盟は正式に国際柔道連盟に加盟し、その二代会長に講道館長の嘉納履正が就任した。

国際柔道連盟(以下「I. J. F.」とする)が設立されてからの国際的な試合および五大陸間の試合はすべて講道館柔道試合審判規定(以下「国内規定」とする)によって実施されてきた。しかし、1965年の第5回 I. J. F. リオデジャネイロ総会で、I. J. F. 独自の「試合規定」を制定することが決議された。このことは、① イギリスの C. S. Palmer がこの総会で第三代の会長に選出されたこと。② 国際的なスポーツ連盟で国際的な規定のない連盟は柔道だけであったこと。③ 1961年の第3回世界選手権大会、1964年の第18回東京オリンピック

および1965年の第4回世界柔道選手権大会などでの A.J. Geesink の open category および Heavy-weight class での優勝により、日本の柔道より世界の柔道となり、柔道が世界のスポーツ種目の中で不動のものとなったこと、などの要因により、国際的なルールの制定が必要となってきたためと思われる。これに伴い、1967年の第6回ソルトレークシティーにおける総会で初めて「試合規定」が制定され、その翌日からのソルトレークシティーでの第5回世界柔道選手権大会より直に、この新規定が適用された。この規定の原案作成は、全日本柔道連盟の「審判規定研究委員会」がこの任にあたったことなどにより、当時の「国内規定」との差異は余り見うけられない。<sup>(4)</sup> 条文についてみると、「I. J. F. 規定」(以下「国際規定」という)では37条より成り、「国内規定」より2条少ないだけである。この2条のうち、「国内規定」の第9条は「国際規定」の第5条に、第19条は第6条に組み入れられている。したがって、両規定には実質的な相違はみられないが、「国際規定」では「注釈」(Commentary)が第18条にあり、その条文についての注意事項とか補足説明がなされている。

その後、1973年にローザンヌ総会で採択された「新規定」は、旧規定の修正、補則条項のすべてを含んでおり、全条は41条より成り立っていて、旧規定よりも「4条」の増加がみられる。これは「優勢勝ち」の判定のうち、旧規定の「技ありに近い技」「僅差」の判定が「有効」(Yuko)、「効果」(Koka)に変更がなされ、それぞれが宣告とジェスチャーを伴うものとなったため、それらの規定化のための説明が、4条にわたって追加されたからである。その他の条文のうち、「16条」に主要な修正、補則および削除箇所がみられる。<sup>(5)</sup> この規定は、1974年1月以降の国際試合などに適用されており、1976年の第21回モントリオールオリンピック柔道競技までは、変更されないことになっている。<sup>(6)</sup>

さて、従来、外国の選手は体格・体力は勝れていたが、柔道の技術は劣っているといわれ、そのため、日本の選手は、体力的なハンディーを技術でカバーをし、かろうじて、本家としての面目を保ってきた。しかし、昨今では、外国

の選手も柔道に必要とされる、心・技・体の3要素を身につけ、軽量級の部門においても、決して、侮れなくなってきた。このことからして、ちょっとした油断からも敗退の因となる場合があり、選手が完全に国際規定を理解して出場することが、不可欠となってきた。しかし、雑誌『柔道』によれば、国内では、あまり新ルールの試合が行なわれなかったために、各選手がそのルールに不慣れとなり、そのため、その経験と研究不足とが重なって、惜敗をした記事が随所<sup>(7)</sup>にみられる。

そこで、1974年版の「国際規定」を試訳し、多くの柔道人に紹介することは、「国内規定」との相違を理解してもらうためにも、意義深いことであろう。

それゆえ、ここでは、その試訳を基として、1974年版の「国際規定」と1975年版の「国内規定」との比較を中心に考察をする。

この両規定における、語句の差異は全条文に見られるが、著しく相違のある条項については、その箇所<sup>(8)</sup>の差異を明確にするために、1974年版の国際柔道連盟発行の『手引書』(*Handbook of the International Judo Federation*)に掲載されている「I. J. F. の試合規定」(Contest Rules of the International Judo Federation, *ibid.*, pp. 49-61)の全条項を試訳し、その解説と検討をする。〔「国内規定」との著しい相違箇所については、アンダーラインを引き、省略の部分はリーダー(……)で示した。〕

## Ⅱ 国際規定の場合(試訳)

### 1. 第1条 試合場 (Competition Area)

試合場は最小14㎡、最大16㎡とし、畳もしくはそれに類似した物を敷きつめなければならない。

試合場は2地帯に分けるものとする。2地帯の境界は危険地帯(the danger area)と呼ばれ、通常、色つき地帯(the coloured area)、赤色でおおよそ1mの幅で試合場の四隅に平行になるように、マットの一部を使っても、マット

に張りつけてもよい。

試合場と色つき地帯を含めた地帯は試合場と呼ばれ、常に最小9㎡、最大10㎡なければならない。色つき地帯の外側の地帯は安全地帯 (the safety area) と呼ばれ、2 m50cm以上の幅がなければならない。

試合場はある高さの弾性のある台上に施設されなければならない。

〔注釈〕

2つもしくはそれ以上の試合場は、上述したように同じ弾性のある台上に施設されねばならない。両試合場に共通したマットを利用する場合は、隣接する安全地帯を併用することができる。

## 2. 第2条 服装 (Costume)

……段位が明らかな帯の上に (over the regulation belt) ……。

(a) ……腰部に帯を締めるものとする。

(b) ……3 から 5 cm とする。

(c) ……5 から 8 cm とする。

(d) ……腰部に2度巻いてしっかりと結び……。

〔注釈〕

試合者の柔道着が本条項に従っていないならば、主審は本条項に応じた柔道着に速やかに着替えるように命じなければならない。条項ではふれなかったが、主審は柔道着が無色——すなわち白色かわずかに灰色がかった白——かも確認しなければならない。

## 3. 第3条 容姿の必要条件 (Personal Requirements)

……………。

〔注釈〕

「金属性の品物」という語は、負傷の原因となる一切の「固い物体」を含む。主審は双方の試合者の衛生観が高い標準にあることも確かめねばならない。

たとえば、試合者が不潔な足で畳にあがろうとした場合、洗うように命じなければならぬし、不潔な柔道着を着用している者には着替えをさせる。

#### 4. 第4条 試合の場所 (Location)

.....。

「抑え込み」と宣告されたら、試合者は自身の体が場内（危険地帯を含む）にある限りは、「抑え込みの規定時間」(the time allowed) が来るかまたは「解けた」の宣告があるまで継続しなければならない。

〔注釈〕

試合場の内外を定める危険地帯は、試合場内に含まれるので、立ち技において、両足が常に危険地帯にあれば、試合場内にいるものとみなさねばならない。

「捨て身技」を施したとき、掛けた者 (the thrower) の身体が半分以上場内にあれば、有効とみなされる。したがって、掛けた者のどちらかの足は、畳に背中や臀部がふれる前に場内に留っていなければならない。

「寝技」においては、双方の試合者の身体が少なくとも半分、場内にある場合は有効であり、継続が認められる。

投げ技を掛けながら、掛けた者が場外に出た場合、自分の身体が畳にふれる前に、相手の身体が畳にふれた場合のみ、その動作は有効とされる。したがって、技を掛けた者の膝・手またはその他の身体の一部が、相手が畳にふれるよりも前にふれば、その技は無効となる。

しかしながら、大内刈・小内刈などで攻撃中、掛けた者の片足または片脚が場内にあったり、場外に出たとしても、片足または片脚が場外にある間、それに体重をかけない限り、有効と見なさなければならない。

#### 5. 第5条 試合開始時の位置 (Position start of Contest)

.....。

通常、双方の試合者は立ち勝負から始めなければならない。

6. 第7条 勝負の決定 (Result)

試合の決定は、投げ技と固め技のみで決せられなければならない。

7. 第9条 寝技への移行 (Entry into Groundwork)

.....。

[注釈]

立ち姿勢から十字固もしくは、それに類似した技を施したが、効果がすぐに現われなかった場合、主審は「まで」を宣告する。

更に、第31条の注釈の第6項を参照せよ。

8. 第10条 試合時間 (Duration)

……。しかしながら、ある特別の場合は、試合時間の延長を行なうことができる。

9. 第11条 時間の合図 (Time Signal)

試合時間切れは、鈴の音またはこれに類した他の方法で主審 (the referee) に知らさなければならない。

10. 第12条 時間切れの合図と同時に施された技 (Technique coinciding with Time Signal)

……。さらに、鈴またはその他の方法で試合時間の終了の合図があった後で施された技は、たとえ、主審がその瞬間「それまで」と宣告していなくとも無効となる。

[注釈]

ベルの合図と同時に投げ技が施されても、主審が効果がないと決したときは、直ちに、「それまで」を宣告しなければならない。

11. 第13条 そのまま (Sono-mama)

主審が試合を中断させたい場合は何時でも、（例えば、試合者の服装を正しく直させるためとか、彼らの状態に変化をきたさせないように試合者の一方に注意を与える場合）「そのまま」(do not move)を宣告しなければならない。「よし」の宣告で再び開始させる。「そのまま」と宣告してから「よし」と宣告するまでの時間は試合の時間から除外されなければならない。

〔注釈〕

主審が「そのまま」の規定と動作を適用したときは、双方の試合者の位置の関係に変化が生じないように、特に留意しなければならない。

## 12. 第14条 審判員の責務 (Responsibility)

全ての動作と判定は、第26条で示されているように、3者の多数決の規則によって決定されねばならず、これは絶対的で抗議は許されない。

## 13. 第15条 審判員 (Officials)

.....。

〔注釈〕

主審と副審は記録係 (a contest recorder) により補佐される。記録係は主審が宣告したすべての得点や罰則を3者の多数決の規則 (the majority of three rules) によって、副審が認めるか修正したように、書面とか適当な装置 (a suitable apparatus) によって明確にする。試合の終了後、記録係は求められれば双方の試合者に与えられたすべての得点と罰則もしくはすべての得点か罰則を主審と副審に示さねばならない。

記録係が罰則を記録するとき、ただ1つの罰則が一度にどちらか一方の試合者に対して記録されたということが示されていることを確認しなければならない。たとえば、一方の試合者が「指導」の罰則を犯し、次にさらに、「注意」「警告」の反則を犯した場合、新しい反則を科したら、先のより軽い反則は常に取り除くものとする。

14. 第16条 主審の位置と役割 (Position and Function of Referee)

.....。

〔注釈〕

原則として、主審と副審は試合時間内に宣告された判定が正しく記録されているかを注意しなければならない。

15. 第17条 副審の位置と役割 (Position and Function of Judges)

.....。

〔注釈〕

副審が場外（安全地帯）に腰をかけているとき、一方または双方の試合者が場外に出ると思われるとき、副審は椅子を移動させる必要がある場合は、特に機敏にしなければならない。

原則として、主審と副審は試合時間内に宣告された判定が正しく記録されているかを注意しなければならない。

16. 第18条 一本 (Ippon)

……。そして、両試合者の必要に応じて、再試合をさせる権利を与えなければならない。

〔注釈〕

「引き分け」(draw)の決定がこの条項によってなされたとき、一方の試合者が再試合を主張し、他方が辞退したときのみ、再試合をしたいと思っている試合者に「一本」を宣告しなければならない。

17. 第19条 技あり (almost Ippon)

.....。

もし、一方の試合者が2回目の「技あり」をとったならば、主審は「技あり」と宣する代わりに、「技あり合わせて一本」(2回の技ありは「一本」とす



る）と宣し……。

18. 第20条 有効（Yuko）

主審は自分の考えで、その技が試合者の功績で「有効」(almost Waza-ari)の得点に当てはまると思ったとき「有効」を宣告しなさい。

もし、どちらか一方の試合者が2回もしくはそれ以上の「有効」を得点したならば、そのとき、主審は「有効」が得点されたとして、それらを宣告しなくてはならない。しかし、その理由で試合を中止してはならない。

何回か「有効」が宣告されようとも、その総計は「技あり」と同等とはみなされない。宣告された総計は記録され試合が「一本」によって決まらなかったときはいつでも判定につかわれる。

19. 第21条 効果（Koka）

「効果」(almost Yuko)についての規定は、前条<18>の文中で、「有効」なる語をすべて「効果」に置き換えた内容のものである。他に、6行目の「技あり」の一語のみ、「有効または技あり」と置き換える。（実際は全文が記されているが、前条と全く同様であるので省略をする。——訳者）

20. 第23条 「抑え込み」(Holding)

……………。

[注釈]

疑義のある場合は、どんな場合でも、主審は時計係に「抑え込み」の宣告と「解けた」の宣告までに要した時間を確かめてから、副審に告げなければならない。

21. 第24条 副審の意見（Judges unsolicited opinion）

……………。

両副審が同意見を示すとき、主審に近い副審がすぐに主審に近づいて、試合を中断し判定を訂正するように要求しなければならない。一方の副審が他方の副審と同じ意見でない場合、一方の副審は合図をせずに主審の決定に委ねなさい。

[注釈]

もし、2人の副審が主審の考えと違った意見を示すならば、主審は第26条の「3者の多数決の規則」により、自分の判定を宣告しなければならない。

22. 第25条 判定 (Request for decision)

.....。

もし、記録された得点が次の基準——1回の「技あり」は数回の「有効」や「効果」より優り、「技あり」が得点されなかったとき、1回もしくはそれ以上の「有効」は数回もの「効果」より優る(第36条<d>を参照)——でどちらか一方の試合者に有利な点を示しているなら、主審はどちらかの試合者が勝っているかを確認し、勝者の方に片手を挙げて指示する。

もし、記録された得点がどちらもなく、標題 (the heading) (「技あり」「有効」「効果」) のそれぞれが全く同様の場合、主審は空中高く片手を挙げ「判定」と呼称しなければならない。……。

23. 第26条 決定の宣言 (Declaration of decision)

.....。

[注釈]

一旦、主審が両試合者に試合の結果を宣言し、試合場を離れてしまったならば、主審は、その決定を変えることはできない。

もし、主審がまちがって誤った試合者に勝利の宣言をしたならば、両副審は、主審が試合場を離れる前に、この誤った決定を変更することを請け負わねばならない。

24. 第27条 待ての適用 (Wait)

.....。

主審が「時間」(time) または「そのまま」と宣告し、その後、「始め」(begin) または、「よし」(carry on) のどちらかの宣告によって、再開されるまでの時間は、試合時間または「抑え込み」の時間より除かれる。

.....。

25. 第28条 禁止事項を犯した後の判定 (Decision after prohibited act)

試合が「反則」「不戦」「棄権」「負傷」または「事故」で勝負が決定される場合、主審は勝者を指示する。

.....。

26. 第29条 審判員の動作 (Official Signals)

.....。

(a)-iv 「効果」 肘は腰の高さで、肩の方に親指を向けて腕を挙げる。

.....。

(a)-x 一方または双方の試合者が攻撃をする意志がない (Non-Combativity) ことを示すために、主審は自分の考えで、身体の前方、胸の高さに両手を挙げ、戦意を欠いている試合者または双方の試合者の方に、両手を交互にまわす。

(b)-i .....、通常、親指を上に向けて (with the thumb upwards) 肩までおろし、一時停止する。

(b)-ii .....、通常、親指の端を上方に向けて (with the thumb edge upwards) 肩の高さに挙げ、数回、左右にふる。

[注釈]

上記の動作は通常最少3秒間は継続するものとする。

27. 第30条 禁止事項 (Prohibited Acts)

.....。

(b) 河津掛けで相手を投げること。(相手の片足に自分の片足を巻きつけて相手を投げること。)

.....。

x 主審の指図を無視すること。

.....。

上記の各項を犯そうとしたり、犯した試合者は主審により、これらの規定に基づいて失格にさせられるか懲罰的な処分が与えられるものとする。

〔注釈〕

第4条にかかわらず、試合者が相手を故意にまた柔道精神に反して、場外へ投げたと主審が思った場合、罰則が与えられる。

この条項(1)に関して、戦意なき状況とは、一般的に20秒から30秒にわたって、一方または双方の試合者のいずれかが攻撃的な動作をまったく取らない場合をいう。

28. 第31条 反則 (Penalties)

.....。

上述した禁止事項の1つの違反の単純なる繰り返しは、一般に次の重い罰則が与えられる。

.....。

しかしながら、もし、主審が「抑え込み」を宣告した後に抑え込まれている試合者が「警告」に値する反則を犯した場合、主審は「そのまま」と宣告し、「抑え込み」の状態のまま「警告」と宣し、「よし」と宣した後に、試合を再開させる。

〔注釈〕

.....。

(3) 双方が既に「警告」を与えられており、その後、お互いにさらに反則を

犯した場合は、双方とも反則負けとなる。

にもかかわらず、このことに関し、審判員は第41条によって、最終的な判定を下すことができる。（情勢は変動しない。）

.....。

- (5) 主審が試合者の一方または双方が戦意がないと認めた場合、最初に与える宣告は反則として適用されない（第29条〈a〉x項）。引き続いて与えられる宣告は、この注釈に適用される条項によって与えられる（第30条〈x〉）。

.....。

- (7) 主審は「警告」（warning）「反則負け」（disqualification）の判定を下す前に、副審と協議をし、3者の多数決によって判定を下さねばならない。

- (8) 反則は累積されない。それぞれの反則はそれ自体の評価で判定されねばならない。

2回目またはその後の「反則の判定」は自動的に事前の反則を無効にさせる。試合者が反則を犯したり、引き続いて犯そうとした時には、いつでも試合者に現在の反則よりも重い内容の反則を与えねばならない。

## 29. 第32条 一本の判定 (Assesment of Ippon)

.....。

[注釈]

宣告をうけた「抑え込み技」で、相手を抑え続けている試合者が他の抑え込み技に変化しても、相手を完全に制しているとき、あるいは、「抑え込み技」が継続しているときは、時間は、「一本」が宣告されるか相手が「にげる」（escaping）まで継続しているものとみなされる。

## 30. 第33条 「技あり」の判定 (Assesment of Waza-ari)

.....。

(a) 投げ技 (throwing techniques)

試合者が投げ技を施したとき、完全に決まらなかった場合（たとえば、その技は十分に背中から、勢いよく、はずみを持って落ちるという3要素のうち、1つに欠けている場合である。）であり、完全には一本の得点にあてはまらない場合をいう。

[注釈]

「巴投げ」を施したとき、一度には決まらなかったが、しばらくしてから、背中をついたまま、次に完全な「巴投げ」に成功した場合の判定は「技あり」とする。その理由は、投げ技が立ち姿勢からではなく、寝た姿勢から施されたからである。

31. 第34条 「有効」の判定 (Assesment of Yuko)

有効の判定は以下の各号とする。

(a) 投げ技

試合者が施した投げ技が部分的な成功であった場合で、例えば、十分に背中から、勢い、はずみの3要素の1つが、「技あり」の場合よりさらに不十分であり、「技あり」とは認めがたい場合をいう。

(b) 抑え込み技 (grappling techniques)

試合者が他方を第32条(b)iiのように、20秒以上25秒未満抑え込んだ場合。

32. 第35条 「効果」の判定 (Assesment of Koka)

「効果」の判定は以下の各号による。

(a) 投げ技

試合者が投げ技を掛けたが、不十分であり、ある程度の勢い、はずみで相手の腿部、腹部、臀部を畳につけた場合で、完全には「有効」とは認めがたい場合。

(b) 抑え込み技

一方の試合者が他方を10秒以上20秒未満抑え込んだ場合。

[注釈]

相手を投げて、膝・手・肘を畳につけさせた場合は、他の攻撃と全く同様とみなされる。同様に、抑え込みで9秒以下は1つの攻撃と同じようにみなされる。

33. 第36条 優勢勝ちの判定 (Assesment of Yusei-gachi)

.....。

(c) 「効果」または「指導」があった場合。

(d) 両試合者が第25条で記録されたすべての得点が全く同等であった場合、優勢勝ちは、最少の反則の試合者とする。

.....。

[注釈]

(a) 「優勢勝ち」による判定の基準を全く不要にするか、上記(a), (b), (c), (d), (e)のいずれか1つによって適用させるかは、それぞれの組織委員会の責任である。審判員 (officials) は、試合場にあがる前に、「優勢勝ち」の条件について確認しなければならない。

34. 第38条 反則負けの判定 (Assesment of Hansoku-make)

.....。

(a) 一方が他方に「警告」の反則を犯し、その後、さらに反則を犯したとき。

(b) 試合者の動作が第30条の規定をひどく犯した場合で、.....。

35. 第40条 負傷、病気、事故 (Injury, Illness or Accident)

試合者の一方または双方が負傷のため試合が中断された場合、主審と副審は負傷者の回復を図るために、最大限5分間の時間を与えることができる。

勝ち、負け、引き分けの判定は一方の試合者が試合中に負傷、病気、事故のために継続が難しくなった場合、主審は以下の条項によって、副審と協議したのちに判定を下すものとする。

.....。

〔注釈〕

医者が試合者に試合を放棄するように勧告したのに、試合者がそのようにすることを受諾しない場合、主審はまず試合者に責任の免除と放棄を書類に署名するようにさせなければならない。

### Ⅲ 「国内規定」と「国際規定」との比較

前項で試訳をした順序に従い(第1条より)「国内規定」との大なる相違のある条文についてのみ、以下に比較、検討をする。

#### 1. 第1条

国内規定では、試合場は畳、試合場外は畳またはマットと規定され、その境界は7cmの標識でもって、その内外を区別するとある。国際規定では、その部分を危険地帯 (the danger area) または色つき地帯 (the coloured area) と呼び、通常、その幅をおよそ100cmとし、試合場の四隅に平行になるように、畳に赤テープを張るか、畳の一部になっている色つき地帯でも良いという句が挿入されており、畳もしくはそれに類似した物でも良いことになっている<sup>(8)</sup>。このことは、場内外の境界線が広い方が淡緑の区域から赤い区域へ移動した場合に感じる色調の変化により、場外に真近であるという感得度は相当なものとなるし、たえず、眼下に赤帯が見えるので、心理的に場外に出にくくなり、ロスタイム<sup>(9)</sup>をより少なくする意味で評価ができよう。

また、試合場は、弾性のある台上に施設しなければならぬし、安全地帯<sup>(10)</sup> (the safety area)は2 m50cm以上なければならないとあるが、国内規定で



は、場外は2.73m（1間半）と規定されているだけで、安全面および事故防止からの配慮が不十分であることが窺われる（図1、図2参照）（国内規定第1条参照）。

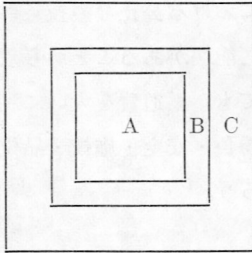


図1 試合場（国際規定）

A+B+C ; the competition area

=14~16m<sup>2</sup> { 1. 畳またはそれに類似したもの  
2. 弾力性のある台上に施設する

A+B ; the contest area=9~10m<sup>2</sup>

B ; the danger area=1m

C ; the safety area=2.5m以上

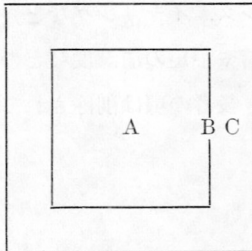


図2 試合場（国内規定）

A+B+C ; 試合場=14.55m<sup>2</sup>（8間四方）

A+B ; 試合場内=9.1m<sup>2</sup>（5間四方で畳）

B ; 試合場内外の区別標識帯=7cm

C ; 試合場外=2.73m（1間半で

畳またはマット）

## 2. 第2条

投げ技、固め技を施す場合、袖や裾を握り安くするために、上衣の袖と下穿の裾が前腕および下腿の最大囲からの空きの長さについて規定されており、その項に若干の相違が認められる。国際規定では、柔道着のサイズの差により、多少の範囲が示されているが、国内規定では、どんなサイズでも、それらは、統一されていることが判る。しかし、全体的には、両規定とも同内容のものと解釈してよからう（表1参照）。この他に、国際規定では、試合者が規定どお

規定別 道着の部位	国内規定	国際規定
前腕最大囲と 上衣の袖口との空き	5 cm	3～5 cm
下腿最大囲と 下穿の裾口との空き	7 cm	5～8 cm

表1 服 装

りの柔道着を着用していない時の指導と柔道着の色別（白またはオフ・ホワイト）が明確にされている。これらは、いずれも、服装違反が攻撃・防禦における公正な競技条件をそこなう可能性があることから規定

化がなされたのであろう。また、実際の試合においても、柔道着を大いに利用することが望ましいが、そのために、そのことが、勝負・安全・施技・品位などに影響を与える場合は、厳しく指導をすべきであろう。

### 3. 第3条

試合者のマナーについて述べている。とくに、試合中、相手に危害を与える恐れのある金属性の物質（たとえば、指輪、ネックレス、イヤリングなど）および負傷の原因となる一切の固い物体の除去と柔道着や手足の清潔度などの衛生観について言及をしている。ただし、国内規定は、後者の項は削除されている（国内規定第3条参照）。

### 4. 第4条

両規定とも、「投げ技」および「抑え込み技」で相手を投げたり、抑えたりした場合、施した者が、その瞬間、どのような状態にあったときが、有効か無効であるかを規定化した条項である。このうち、とくに、「投げ技」および「抑え込み技」が、試合場内外線上近くで決まった瞬間について、詳しく説明がなされている。

国内規定では、「抑え込み」が宣告されたり、場外に出ると判断される寝技の場合には、試合者が場外（安全地帯）に出ようとすると、「そのまま」と宣告し、双方を適当のところまで引き入れて、「よし」と宣告したのちに、再び試合を開始させる（「立ち勝負」も同様に）。

国際規定では、この項目はなく、「抑え込み」および「捨身技」においては、双方の試合者のからだの半分<sup>以上</sup>、場外に出た場合、「立ち勝負」においては、片足が出るまで、試合を継続させるとある。

上述した、「場外真近より適当のところへ引き入れる」とする規定は、外国人の特性すなわち合理性・実利性からして理解しがたいことであろう。このため、国際規定では、そのことは、規定化がなされていないが、その原因を以下に論述してみる。

- ① 場内外線真近で試合者が「抑え込み」を宣せられたり、「立ち勝負」で「そのまま」と宣告せられ、場内の適当な場所まで移動した場合、以前の状態に正しく復元することが困難であり、片方が有利となる場合も生じる可能性があること。
- ② 試合の流れを中断させる危険性が生じること。
- ③ 「抑え込み」の場合、観衆の面前で、場外近くより中央付近まで引きずり込むことは余りにも不格好であり、その場合、身体の小さい審判員が大きな試合者を引き入れることが困難であること。
- ④ 「立ち技」の場合、境界線近くで、場外に背を向けていたり、場外に真近の方が、相手に隙ができるチャンスが大となる場合もあるので、中に引き入れて、再開させることの不合理さ。（その場所でも、技を施す最大のチャンスが生じる。）
- ⑤ 試合場内外を区別する境界線が7cmより100cm（およそ）に変化したことにより、場外に出る心配が薄れてきたこと。

さらに、この条文では、一方の試合者が、たとえ相手を場外に投げたとしても、相手の身体が畳にふれる前に、自身の身体が場外の畳にふれなければ有効となること。また、大内刈・小内刈などで、場外に出たとしても、その足に体重をかけない限り、有効とみなすという説明がなされている（国内規定第4条、第14条参照）。

## 5. 第5条・第6条

両規定とも、「試合は立ち勝負から始めなければならない」とあり、「立ち勝負」から寝技に直に引き込むことを禁じている。しかし、試合者が、立ち技より寝技に移ることができる条件を、両規定とも、5つの事例を引いて説明をしている。それによると、この規定によらずに、相手を寝技に引き込んだ場合、相手がこれを利用して、引き続き寝技に応じた場合は、その試合の続行は許される。しかしながら、この規定に違反した試合者は「注意」の反則が与えられる。

また、国内規定では、礼は座礼でも良いとなっているが、国際規定では、実際の試合はすべて、立礼でもって行なわれるので、現状に合わないとして省略がされている。しかし、講道館での稽古の前後は、お互いに座礼をする慣習となっている。この規定は、講道館柔道試合審判規定であり、これを、全日本柔道連盟が承認をしている形をとっているため、講道館のルールがそのまま温存されていることが判る。

さらに、国内規定では、約3.64m（2間）の距離をおいて向かいあうとあるが、国際規定では、およそ4mとなっている。これは、内外の畳のサイズが関係しているものであり、その相違には根拠がなからう。<sup>(11)</sup>

以上の他、国際規定では、その注釈で、「立ち姿勢から『十字固』およびそれに類似した技を施した場合、効果が直に明白でない場合は、主審は『さて』を宣告する」とあるが、国内規定の第30条追加(2)（1975年6月10日規定）では、「立った姿勢から腋固めを施す場合、一挙に体を捨ててとった場合は『警告』以上の反則とする」とあり、事故防止および安全面からの配慮がなされることとなった（国内規定第10条参照）。

## 6. 第7条

国内規定では、「試合は、投げ技および固め技で勝負を決する」とある。この他に、「当身技」があるが、現在では「形」以外には使われず、実際の試合

## 二つの柔道試合規定（小野）

では禁止されている。一方、国際規定では「『投げ技』および『固め技』のみ（only）で決せられなければならない」とあり、両者を強調している。これは、サンボ（CAMBO）の関節技では、肘・腰・膝などの関節や脛骨の圧迫による痛みなども許可されており、ソ連などの柔道選手は、サンボも合わせて、トレーニングをしている模様であるので、柔道本来の技でもって試合をするようにとの意味であろう<sup>(12)</sup>（国内規定第7条参照）。

### 7. 第11条

試合時間切れの合図は、どんな器具を使ってするのかを規定した条文である。両規定とも、「鈴<sup>りん</sup>またはこれに類した他の方法で……」とあるごとく、ベルの音に似た器具であれば、何んでも良いとする意味であろう。したがって、ゴング・笛・ブザーなどでも良いのであろう。また、国内規定では、時間切れの場合、「審判員に知らせる」となっているが、国際規定では、「主審に」と限定し、試合における主審の位置づけ、権威づけに重点をおいていることが判る（国内規定第12条参照）。

### 8. 第14条

勝負の決定は、審判員すなわち主審1名、副審2名に委ねられており、何人といえども、彼らの判定について疑義を申したることはできない。立ち技においては、勝負は瞬間的に決まるし、関節技・絞技においては、どのような状態になったら、一本になるか、また、抑え込みにおいても、どのような形になれば、抑え込みを宣告して良いのかたいへん難しい。これは、主審の主観・経験および日頃からの研修などが大いに影響をしてくるが、あくまでも、審判団を信頼しなくてはならない。それゆえ、審判員は、試合の判定には公平厳正で、客観的立場で判断をくださなければならず、3者の合議以外には、決して、干渉をうけないことが重要である（国内規定第15条参照）。

## 9. 第15条

国内規定には、「記録係」(a contest recorder)の規定はない。この記録係は、「一本」以外の判定、すなわち「技あり」、「有効」、「効果」および「警告」などの「反則」について、黒板とか電光掲示板で試合経過が明らかになるように、掲示をしたり、記録の保管をしたり、審判員に求められれば、それを提示する責務を要している。実際には、国内で開催される試合は、時計係、掲示係と並んで記録係が設けられている。だが、この職務は試合の展開および記録の保管からして、重要ではあるが、規定化がなされていないために、それほど権威のある係とはいえない。とくに、末端の試合になるほど、それが顕著である。しかし、国内では柔道人(ファンも含め)の柔道常識が高い水準にあり、たとえ、規定化がなされなくても、だれもが、その職務を遂行できる能力を有しているので、そのことが問題化しないのであろう。

むしろ、これらの得点とか記録を明らかにする装置についても、国内規定では触れていない。そこで、この電光掲示板について、国際規定では、「世界選手権大会などの主催国が事前に完備すべきものの1つとして、ロンジン社(Longines Electronic)製の電光掲示板(Electrical Scoring and Recording Device)が指定され、既に、1972年のミュンヘンオリンピック、1974年のヨーロッパ選手権大会(ロンドン)、同年の世界ジュニア選手権大会(リオデジャネイロ)<sup>(13)</sup>で使用された」とある。また、同条の注釈に、「得点や罰則を書面とか適当な装置(a suitable apparatus)によって明確にすべきだ」とあり、文中の「適当な装置」が、このロンジン社製の「Electrical Scoring and Recording Device」にあたる。これは、「試合時間・抑え込みの経過時間、紅・白の別、『技あり』以下の得点および『警告』以下の罰則の数などの試合経過が明らかになるような装置」となっている。それゆえ、国際的な大会で、このような装置を使用していることは、正確な判定に影響を及ぼすし、何よりも、柔道のルールなどを、あまり理解をしていない諸外国の観衆に、試合経過などが一目瞭然となり、一段と柔道の発展に寄与する可能性が生じるだろう。

その意味で、的を射た規定化であると評価できよう（国内規定第16条参照）。

## 10. 第17条

本条文の注釈で、3人の審判員は主審の宣告したとおりに、正しく、掲示がなされているかの確認と、試合者が場外の勝負の見易い相隔った場所に位置している副審の近く、すなわち、試合場内外線近くへきたとき、試合者の事故防止のため、そこで技が決まる場合とか、場外へ出ると思われるとき、副審は速やかに椅子を持ちあげ、移動しなければならないことを義務づけている。一方、国内規定では、副審は主審を補佐することと、副審の位置について規定をしているのみである。それゆえ、本規定も、外国人審判員のレベルを勘案しての規定化といえよう（国内規定第18条参照）。

## 11. 第18条

国内規定（第20条の〈注〉）では、「絞め技」で、双方の試合者が同時に落ちた場合は、「同時一本」「それまで」と宣告し、「引き分け」とするとある。国際規定でも、この場合、「引き分け」の判定をすることになっている。しかし、他方が再試合の権利を放棄しない限りは、双方とも、再試合をして勝負を決することになっている。実際、いわゆる「落ち」の状態になった場合、活法<sup>(14)</sup>などで容易に蘇生をさせることが可能であり、直に、以前の状態に回復する。したがって、試合者の安全および健康の両面から経験的に考察しても、あまり問題は生じないように感じる。それゆえ、他方が、再試合の権利を放棄しないかぎり、「引き分け」とするよりは、国際規定のように、再試合をさせても良いのではなからうか（国内規定第20条参照）。

## 12. 第20条

この「有効」の判定は、「立ち技」においては、ほぼ背中から勢いとはずみ——「勢い」は強さを意味し、「はずみ」は巧さの中に速さがあることを意味

している——を持って落ちたかどうかという3要素からして、もう少しで「技あり」となる場合であり、「抑え込み」では、他方を20秒以上25秒未満抑え込んだ場合に宣告されるものである。国内では、1975年4月の全日本柔道選手権大会で、国際試合に対応してゆくために、初めて、暫定的・試験的に判定の基準となり、国際規定のような宣告とジェスチャーを伴うものとなった。従来、この「有効」は「技ありに近い技」と呼ばれ、宣告とジェスチャーを伴っていなかった。このため、試合中に「一本」とか「技あり」が宣告されない場合、「技ありに近い技」を何本取っても、宣告がされないために、試合時間が終了しても、どちらが勝者か、とくに、観衆には判断がしにくく、主審の「判定」の呼称の後、副審がどちらの旗を挙げるかによって、初めて、勝者が判明した。しかし、この大会で「有効」を採用したことにより、勝負の決定が一層明白となり、本ルール導入の利点が評価された。

また、現実には、従来の「技ありに近い技」は試合が「一本」で決まらなかった場合、判定に際し、参考資料となっていたので、むしろ、国内での採用は遅すぎたといえよう。だが、それは、国内柔道人およびそのファンの柔道レベルが高いために、その適用化の必要性がなかったともいえようし、柔道の本旨は、あくまでも「一本」を取ることであるとする原理からして、規定化の必要性を認めなかったのであろう。

しかしながら、1975年6月10日に国内規定の一部改正があり、その第21条に「主審は、試合者が『技ありに近い技』をとったと認めたときは『有効』と宣告する」と規定化がされ、宣告とジェスチャー——掌を下にして片手を身体から45度斜め側方に伸ばして挙げる——が伴うものとなった。ただし、現規定では、何本もの「有効」を獲得しても、決してより上の判定「一本」、「技あり」と同等とはならず、常に、上位の判定の方が優位となっている。しかし、「反則の条項では、「2度の指導は『注意』となり、2度の注意は『警告』となる」とする規定がある以上、決まり方の判定においても、「2度の効果は『有効』に、2度の有効は『技あり』」とすることが規定化されようとも、決して、不



自然ではあるまい。現に、「2度の技ありは『一本』」とする規定がある以上、たとえ、若干の問題点（柔道原理に反さないかとする）を内包していようと、これらのことを検討するだけの必須条件は整っていると考えられよう。その意味で、これらを、今後の主要な課題としても、決して誤りとはいえないであろう（国内規定第29条参照）。

### 13. 第21条

「効果」は「立ち技」では、相手を投げたが不十分で、ある程度の勢い、はずみで、相手の腿部・腹部または臀部を畳につけた場合に与えられ、「抑え込み」においては、宣告がなされてから、相手を10秒以上20秒未満抑え込んだ場合に適用される。この効果は、〈almost Yuko〉といい、字句のとおり、「もう少しで『有効』となる技」のことである。

全日本柔道選手権大会などでは、延長戦を認めておらず、必ず、所定の時間内で優劣の判定をすることになっている。しかし、ここで、「有効」以上の判定が無い場合、審判員は両者の試合態度、技の効果と巧拙および反則の有無を総合的に比較し、僅少の差を見い出して、どちらか一方に勝ちを宣する。この時、副審は必ず、紅白のどちらかの旗を挙げなくてはならない。次に、主審は、それを勘案し一方の試合者に勝利を指示するかまたは、副審の判定に疑問がある場合は、両副審を混じえて協議をし、その結果、再び「判定」と呼称したのち、旗の色を確認し、勝者を指示する。

国内規定には、この「効果」なる規定はない。かりに、この「もう少しで有効となる技」を「効果」であると想定をしても、とくに、「立ち技」は瞬間的に決まるので、たとえ、その基準が明確なものとなっても、正確な判定がかなり難しくなる。だが、問題はこの点ではなく、この「効果」の判定を宣告とジェスチャーを伴ったものとして規定化した場合、もし、一方の試合者が1本の「効果」を獲得すると、それ以後は攻撃を余りしなくなり、時間待ちの目苦しい試合が多くなり、消極的な展開に陥る可能性が生じる。しかし、柔道は、

あくまでも、所定の時間内に「一本」を取り合うところにその本旨があるので、もし、「一本」で勝負が決しない場合、その勝負の判定の基準を、それに近い内容すなわち、「技あり」または「警告」以上にすれば、「有効」もしくは「効果」を何本獲得していようが問題ではなく、実質的には無意味となり、余り論争的とはならない。また、どうしても勝負を決する場合でも、試合態度などの抽象的・主観的な資料ばかりでなく、「効果」まで宣告がなされることは、その都度審判員で確認され、掲示がなされるので、審判員・試合者・一般観覧者にも理解がしやすく、記憶に頼った判定ではないので、誤審も減少するし科学的な判定ができよう。したがって、「効果」の宣告とジュスチャーを規定することは、試合者および観覧者には勝負の優劣が一目瞭然となり、その価値は認められよう。しかし、柔道がそのために、格闘技としての柔道の本質より遊離したものになり、将来の柔道がサンボやレスリングをミックスしたようなスポーツに転換してゆく危険性を内蔵しているならばゆゆしい問題となる。それに、ポイント至上主義の柔道ともなり、その武道的特性を喪失する可能性も生じる。

また、前述したように、国内規定では第31条(12)、国際規定では第30条(1)、第29条(x)項で規定化がされているごとく、そのような状況（積極的に攻撃をしない）が長く続くと、「反則」としての罰則が適用されて不利となる。それゆえ、両者とも積極的な攻防をせざるをえなくなり、「ポイント柔道」が是正されるのではなからうか。

このように、「効果」を規定することは、伝統に支えられた柔道が「ポイント柔道」に変更していく危険性が内在することが、明らかになった。しかし、それなりの方法を講じれば、その弊害を最少限に食い止められることも判った。たしかに、伝統柔道の技術原理に基づき、柔道の妙味ある冴えた技に心血を注ぎ「一本」を取るところに、その醍醐味があるが、現実には、(1) 柔道人口の増加、(2) 技術の向上、(3) 科学的なトレーニング、(4) 体重別の実施などにより、容易には、「一本」が決定しないのが現状であろう。現在のように、

延長戦を認めず、ある時間内で必ず優劣を決めるものであれば、「効果」を規定化しても、しなくてもあまり関係がないのではなからうか。むしろ、観覧者には、一方がなぜ勝ちになったか、一層明らかになり、その利点の方が大きいといえないだろうか。

#### 14. 第23条

国際規定では、「抑え込み」の宣告がなされた後、「一本」および「解けた」の宣告以外にジェスチャーを伴った宣告がなされなくても、その「抑え込み」の時間は、電光掲示板などで明らかとなり、その時間の長短により、「技あり」か「有効」または「効果」かがすぐに判る。もし、この時間が10秒未満であれば、何も得点を獲得しなかったことになる。したがって、その試合で優劣を決めるのでなければ、「引き分け」となることが、容易に判明し、主審は「判定」<sup>ハンペイ</sup>なる呼称をしなくても、主審の権限で「引き分け」を宣言することができる。しかし、国内規定では、この場合、20秒未満はジェスチャーの対象とならないので、もし、時間内に必ず優劣を決めるのであれば、何秒間「抑え込み」が継続していたかが明らかではなく、一瞬、審判員はその判断に窮する。それゆえ、この場内も、電光掲示板などの装置を使用していれば、「抑え込み」の時間なども明確であるので、短時間に判定を下すことが可能となろう。

本条の注釈の規定は、国内規定にはない。むしろ、国内規定とは、全く逆で、副審が時計係より時間を聞き、これを主審に報告しているような場面もある。また、国際規定では、ここでも、主審の権限を明確にしていることが窺われる。

#### 15. 第24条

国内規定では、副審は主審の判定に疑義がある場合、その都度申し出て、意見の具申をすることが可能であり、主審はその意見を採用することができる。しかし、主審が、試合者に指示または宣言をした判定は何者も、この決定を是正できないとなっている。一方、国際規定では、副審が主審の判定に異議を申

したてる場合、自身の見解だけで採用されず、両副審の意見が同じ場合にだけ、決定の変更を要求することができる。しかし、この場合、副審どうしが同じ考えであった場合の規定（ジェスチャー）が明確ではなく、主審に判定の変更を求めるとき、そのチャンスがずれる可能性が生じる。そこで、この時、両副審は、紅・白の旗を頭上で数回振ったり、廻したりするか、もしくは、もし、紅の決まり技に誤審があれば、紅の旗を使って、訂正の動作を椅子から立ちあがってする。このような内容を補則すれば、主審・副審および観衆も明快となり、この条文も生きてこよう。

#### 16. 第25条

判定のための価値基準は、「一本」「技あり」「有効」「効果」（反則の場合は、「指導」「注意」「警告」「反則負け」）の順であり、「技あり」は2本で「一本」となるが、「有効」「効果」では、それぞれ2本獲得しても、より上の判定とはならない。すなわち、「有効」または「効果」を何本獲得しても、「技あり」および「有効」に及ばないとする規定である。国内規定では、このことについての直接的な規定はない。しかし、その第21条に「技あり」を2本とった場合は、「合わせて一本」とする規定がある（第20条の項で述べたので、ここでは詳述はしない）。

#### 17. 第26条

国内規定では、「主審および副審2名の判定がいずれも異なる場合は、主審の判定によってこれを決する」とある。たとえば、（極端の場合であるが）団体戦などで、「引き分け」が認められていた場合、双方の副審がそれぞれ、紅または白の旗を挙げ、主審が「引き分け」と思った場合は、副審の考えを無視して、「引き分け」を宣言することができるとする規定である。しかし、同条の（注1）では、「……3者で合議することができる」、（注2）では、「副審の判定に疑義がある場合、その見解を確かめることができる」とある。当然、規

約上では、本文の方に重みがあるので、極端の場合には、上記の事例のような結果となる。したがって、このような場合、誤審を招く恐れが生じ、審判団への不信につながる可能性も生まれる。そこで、上文のような、「……ができる」ではなく、「……しなければならない」と改正をした方が望ましいであろう。このことについて、国際規定では、「Should the opinion of two judges differ the referee shall make the decision.」とある。この場合は、むしろ、上記とは異なって、双方の副審がそれぞれ紅・白の旗を挙げたときに、主審が紅と考えれば紅、白と考えれば白のリボンをつけた試合者に勝利の指示をすることと考えるべきであろう。しかし、同条の注釈に、「主審が2人の副審と異なった考えを持っている場合、副審と協議をしなければならない」と謳っている。

(Where the referee has a differing opinion from that of the two judges after having called hantei he may delay giving decision in order to discuss with them their reasons and thereafter once again shall call hantei and this time must give his decision based upon the majority of three.)

これは、正確な判定を下すためには必要な規定であり、国内規定よりは一步進んでいる条項と解釈できよう。

また、主審が、試合者に1度指示または宣言を下した決定の取り消しについて、国内規定（第24条）では、「絶対的なものであり変更は認められない」とある。しかし、国際規定では、主審が試合場を離れない限り、誤審については変更の余地を残して、いざという場合に柔軟的に対応しようという姿勢が感じられる。

## 18. 第29条

本条文は、審判員が試合者に宣告をする際の動作について解説をしている条項である。

前述したように、国際規定独自の規定として「効果」の判定がある。この動

作は、「Shall raise one of his arms bent with thumb towards the shoulder and elbow at his level.」とあり、ジェスチャーがしにくい表現がなされている。しかし、この動作は、「片手の掌を正面に向け、上腕の内側面を体側につけた」形で「<sup>ユツ</sup>カ」と呼称するのであろう。

また、試合者の一方または双方が戦意を欠いている (Non-Combativity) 場合、主審は試合者の方に「両手を胸の高さまで挙げ、その手のまわりを両手で廻す」ジェスチャーをする。これは、バスケットボールにおける「トラペリング」の反則のジェスチャーと同種と考えて良いだろう。本規定では、この場合、指は伸ばすのか曲げるのかが定かではないが、バスケットボールと同様に曲げた方がごく自然であろう。しかし、試合中は双方とも無我夢中であるし、たえず移動をしているので、主審のこのジェスチャーが眼に入らぬ場合がある。そこで、他の「一本」などのジェスチャーと同じように、ある種の声を出し、該当者を指先したのち、このジェスチャーをすることが、この動作を試合者に正しく確認をさせる意味で必要となろう。

場内外の境界線付近で「立ち技」が決まった瞬間の副審のジェスチャーは——投げ技の効果があつたとき、技を施した者が、効果があつた瞬間まで場内にいた場合は、他方の全身が場外に出ている、その技を有効とする。(両規定には、多少のニュアンスの相違はあるが……。国際規定第4条、国内規定第4条〈注二〉参照)——副審が有効であるとみなした場合「おや指を上方に向けて……」(……and bring it down to shoulder height along the boundary line of the contest area generally with the thumb upwards and momentarily hold it there) とある。一方、もし、場外に出てからの決まり技とみなした場合は「おや指の背を上方に向けて……」[……with the thumb edge upwards……] とあり、おや指のジェスチャーは微妙な相違がみい出せる。国内規定では、場内外とも「片方の手(拇指を上にする)をその試合場の境界線に沿わせ……」とあり、場内と認める場合とそうでない場合との指のジェスチャーの相違はみい出せない。

国際規定では、少しでも判定の仕方の違いを出し、その違いを明確にしようとする配慮が窺われるが、ある意味で、たいへんジャッジの判定がしにくいジェスチャーである。これは、前者であれば「……肩の高さに下ろして停止させる」後者は、「……肩の高さに挙げ、水平に数回左右に振る」（……and wave it from right to left several times）とあり、これらのジェスチャーだけで、それらの相違は明白となるので、指のしぐさの変化についてのジェスチャーは直接的には必要がなからう。

国際規定のみではあるが、本条項の全てのジェスチャーは、通常、「3秒間は保たなければならない」とあり、ここでも、主審と副審および観覧者が正しく、その判定を確認できるような配慮がなされている（国内規定 第29条参照）。

## 19. 第30条

国内規定では、28項目（2項の「追加」を含む）にわたって、禁止事項が規定化されている。上記の禁止事項は、それを犯そうとしたり、犯したときに、その程度に応じて、反則の判定が与えられる。このことについて、従来、だいたい基準は申し合わされているが、それでも審判員の裁量に任されていることが多く、各試合の判定が曖昧で、統一性に欠けていた。そこで、昭和50年度の全日本柔道連盟評議員会で「申し合わせ事項」として、最低の反則判定基準を決めた。それによると、28項目29号の基準は——「指導」11、「注意」3、「注意以上」2、「警告」1、「警告以上」4、「警告または反則負け」6、「反則負け」2——と大別できる。

一方、国際規定では、26項目に禁止事項が規定化されているが、その判定の基準は明確にされていない。ただ、文末に、「上記の各項を犯そうとしたり、犯した試合者は、主審により、これらの規定に基づいて、失格にさせられるか懲罰的な処分が与えられるものとする」とあるだけで、禁止事項の罰則が具体的にない。

そして、一般的に、諸外国の審判員の審判技術は未熟と<sup>(15)</sup>言われているので、I. J. F. としても、早急にこの条項の判定基準を研究し規定化する必要がある。

この中に、国内規定では、事故防止および安全面からの配慮として、昭和50年6月10日より、①「立った姿勢から腋固めを施す場合、一挙に体を捨ててとること」(第30条追加「1」)②「頭を前屈した姿勢(たたみに頭が先につく)で内股、はね腰等により巻込むこと」の2項が新たに追加され、危害防止が計られた。国際規定は、この点も規定化されていない。それ故、これも、危険に繋るので、早急に検討を加える必要がある。

国際規定の(x)項は「主審の指図を無視すること」(To disregard the referee's instructions)とあるが、国内規定24項は、「審判員の制止に従わないこと」とあり、国際規定は、この項でも、主審に権限を持たせていることが明らかになる。

また、この規定の注釈に、「Non-Combativity」についての解説がなされており、「20～30秒間、負けまいとして、腰を引いたり、逃げまどっていたりして、全く攻撃をしない場合に適用され、その程度が酷いときには、この時間を短縮(他の場合は延長)できる」とある。

若干、前述したけれども、団体戦で、所属チームを勝利に導くために、「引き分け」戦法を取ったり、個人戦で判定基準以上のポイントを獲得すると、試合時間が終了するまで、防禦のみで、消極的な試合展開をする場面が、ときどき頭れる。しかし、柔道は、あくまでも秘術をつくして「一本」を取る所に、その本旨があるので、積極果敢な攻撃をしなければならない。しかしながら、小なる者が、大なる者を投げたり、抑え込んだりするためには、とくに、かけ引き——精神の葛藤および「崩し・作り・掛け」の一連の動作の連係化——が重要な要因となり、ただ無闇に攻撃をしかけて行けば良いとする原理構造にはなっていない。それ故、やたらとこの規定を適用すると、創始嘉納治五郎以来の伝統に支えられた柔道が、誤った方向へ突き進んでゆく危険性を温存する可



能性が生じると警戒をしなくてはならない。このことは、国際規定の〈i〉、〈l〉、〈m〉、〈o〉、国内規定では、「9」、「12」、「13」、「15」——「故意に相手と組み合わず、勝負を決しようとしなさいこと」〈i〉、「過度な防禦姿勢を取ること」〈l〉、「相手の同じ側の襟・衿・袖を持続して持たぬこと。また、片手もしくは両手で帯または上衣の底部を長時間握らないこと」〈m〉、「立ったままで勝負を決しようとはせず、互いの片手または両手の指をからませ続けること」〈o〉——において、規制を受けており、その反則の程度に応じて、罰則が与えられることになっているので、この「Non-Combativity」なる規定の国内化は、もう少し時間をかけて検討をする必要があるだろう。

## 20. 第31条

前条にある禁止事項を、試合者が犯した程度によって「指導」(note)、「注意」(caution)、「警告」(warning)、「反則負け」(disqualification)の罰則が科せられる。国際規定では、『抑え込み』が宣告された後に、抑え込まれている試合者が、『警告』に値する反則を犯した場合、主審は『そのまま』と宣し、『抑え込み』の状態のまま、『警告』と宣し、『よし』の宣告の後、試合を再開させる」とある。国内規定は、この内容が解説されていない。

また、「反則負け」について、国内規定（第31条「3」の〈注2〉参照）では、「双方がすでに『警告』を与えられており、その後、お互いに注意以上の宣告を受けた場合は、双方とも反則負けとなる」とある。しかし、国際規定（注釈「3」）では、「……and subsequently each receive a further penalty……」とあり、「さらに反則を犯した場合」とある。これは、反則の規定のうち、「指導」にも適用されることになるので、国際規定の方が、反則について、厳しい条件であることが判明する。

本条の注釈(5)で、「ノン・コンバティビティ」の反則について、第1回目の『ノン・コンバティビティ』は、反則の対象にならず、いわゆる『教育的指導』が与えられるだけで、判定の基準にはならない」とある。2回目以降

は、判定の対象となり、その反則の回数によって、反則の程度が決められる。

さらに、主審が「警告」および「反則負け」の判定を下す場合、国内規定では、「反則負け」についてのみ、第31条（4項〈注2〉）で「例外的に取扱う必要がある場合は、第39条（3者の多数決の規則）によって、処置を決定する」とあり、「反則負け」以下の反則について、かなり、主審に権限が授与されていることが理解できる。しかし、国際規定では、これに加え「警告」にまで、主審が宣告を下す前に、必ず、「副審と協議しなければならない」とあり、ただ1人での判定を禁止している。これらの「反則技」は、立ち技のように、瞬間的に勝負が決するものではなく、抽象的ではあるが、柔道精神に反した場合とか、生命に危険を伴う場合もあり、たいへん難しい判定である。それ故、絶対に誤審があってはならないし、後手に廻ってはならない。その意味で、国際規定（審判員のレベルも関係していようが）の方が、危険に、より慎重に対処しようとする姿勢が感じられる。

## 21. 第32条

固め技の「絞め技」「関節技」の効果に関し、国内規定では、第32条（2項「3」の〈注〉）で、「試合者の程度に応じ、絞め技および関節技において、その効果があると認めるとき、審判員の見込みによって『一本』の判定を下すことができる。このことは、あらかじめ定めるものとする」とある。しかし、国際規定では、「Sufficiently apparent」とあり、主審がその効果（「絞め技」「関節技」の）が十分に顕われたと見なしたときに「一本」を宣することができる。一方、この国内規定では、「このことは、あらかじめ定めるものとする」とあるごとく、試合の規模に応じて、「見込み」によるだけでなく、「絞め技」にあっては、いわゆる「落ち」の状態になるまで、「関節技」にあっては、肘関節が脱臼をするまで継続をさせ得る内容を含んでいる。現行の柔道は、競技化・規則化が成され、スポーツとしての柔道という色彩が強く打ち出されて

いるけれども、このような規定が現存することは、未だに、柔道が武道としての側面を継承しているからであり、安全面および事故防止より考えると、この「このことはあらかじめ定める」とする句は、早急に削除することが肝要であろう。

## 22. 第40条

試合中に、負傷・病気・事故などが生じ、試合の続行が不可能になった場合、国際規定では、主審と副審は「負傷者の回復を図るために、最大限5分間の時間を与えることができる」とある。国内規定では、具体的な時間は明示されていないが、実際には、その間、時間が止められて、負傷者の治療が行なわれる。このように、回復のための時間は定められていないが、この間に、負傷者が試合のできる状態になれば、再び、試合が開始される。しかし、試合の続行が不可能の場合は、審判員は、協議（3者の多数決の規則）をし、その負傷の原因によって、「勝ち」(win)、「負け」(loss)、「引き分け」(draw)のいずれかを決定する。

このことについて、両規定（国内規定第38条参照）とも、試合の継続が不可能となった場合、その勝負の判定を決する条件について解説がされている。それを要約すると、以下のようになる。

### ① 負傷 (Injury) の場合

- (i) その原因が負傷者であれば、負傷者の「負け」。
- (ii) その原因が相手にあれば、負傷をさせた方の「負け」。
- (iii) その原因がどちらの側でもない場合は、「引き分け」。

### ② 発病 (Sickness) の場合

発病で試合が不可能となった場合は、原則として、発病者の「負け」。

### ③ 事故 (Accident) の場合

事故発生（外部の影響等）のため、試合が不可能となった場合は、原則として、「引き分け」。(以下は「国際規定」にはない。)

- (i) 負傷の原因や既往傷の有無の検討。

(試合が続行可能と判断されても、試合を拒否する場合は、「棄権」  
として取扱う。)

- (ii) 負傷をさせ「負け」となった者は、その後の試合に出場できない。

- (iii) 負傷をして「引き分け」となった場合、その後の試合を継続できる者  
に出場権を与える。

- (iv) 本人が負傷をした場合、たとえ、前の試合に「勝ち」を得ていても、  
それ以後の試合に出場できない。

次いで、上記の場合、国際規定では、主審が医師に診断をさせ、もしも、一方の試合者が、試合を続行できるような容体にないとき、すなわち、「医者<sup>(16)</sup>が試合者に試合を放棄するように勧告をしたのに、試合者がそのことを受諾しない場合、主審は、試合者にまず、責任の免除と放棄を書類に署名をさせなければならぬ」とある。

ここでは、医師もその判定に関与しているような文面にとれるが、この場合、「主審（または審判員）は、医師の診断を参考の上、試合者に試合を放棄するように、勧告することができる」というように、変更がなされないと、審判員の独自性・中立性が犯される危険性が生じるだろう。一方、国内規定では、医師の診断についての規定は一切なく、全日本級の大会以外では、殆んど医師を待機もさせないのが、現状である。ある程度は、審判員の体験で対処できようが、少なくとも、救急薬品は常に完備をさせなくてはならないし、万一の事故に備え、最寄りの指定病院は、事前に必ず決めておくことが重要であろう。

また、確かに、軽い脳震盪を起したままとか、関節などの捻挫・脱臼または骨折のまま、試合を継続させることは、健康学的にも、決して、望ましくはない。だが、もし、一方の試合者が「技あり」を獲得しているのに、これがために、「引き分け」となり、所属チームが敗退する原因となる場合は、なかなか棄権がしにくいのが現状である。その意味で、審判員は、医師の意見を参考に

し、3者で協議をしたうえで、適切な判断を示さなければならない。その結果、とくに、直接的には、身体に異常がなく、試合の継続を本人が強く望む場合は、その限りにあらずとする。そして、この規定にあるように、本人の意志を尊重したがために、その結果、たとえ、異常が生じても、主催者および主審は、その責任を取らないとする条文である。

#### IV ま と め

国内規定では、「全39条」が「五項目」に分類されていて、「試合場」の項に3条、「服装」の項に11条、「審判」の項に15条、「禁止事項」の項に2条、「勝負の判定」の項に8条が含まれて、規定化がなされている。一方、国際規定では、「41条」すべてに、逐一、それらの条文のテーマが記されて分類がなされ、たいへん理解がしやすいように規定化がなされている。この他、各テーマに「22箇所」の注釈がつけられており、各条文の客観的な理解および試合・審判がしやすくなっている。このことは、外国人審判員のレベルの問題（第2、第3、第15、第17、第19の各条）や主審の権威づけの問題（第11、第23、第30の各条）とか、国内では常識とされている事象も国際的な感覚の相違により、国際的な視野にたつて規定化がなされ、理解がしやすくなっていることが顕著な特長といえよう。

前述したけれども、判定の基準となる「有効」は、国内においても昨年、規定化がなされた。しかし、「効果」と「Non-Combativity」の問題は、もう少し時間をかけ、慎重に実験と研究をした後に、結論を出す必要があるだろう。また、試合経過などを表示する「電光掲示板」の導入問題などについては、早急に審議を開始して、結論を出すべきものであろう。

両規定の根本的な相違は、ただ、各条文の内容を吟味して考察しても、そこからは何も生まれてこないように思われる。そこで、これを根底より考えるのには、やはり、東西両文化の比較・検討をしなくては、解決しないように思わ

れる。たとえば、第4条の場内外線付近より、適当な場所まで試合者を引き入れる「そのまま、よし」の条文の除外とか、「効果」<sup>(17)</sup>、「Non-Combativity」および「電光掲示板」の問題などについても、ヨーロッパ特有の合理主義精神に裏づけられた規定であると思われる。田代秀徳氏によれば、<sup>(18)</sup>「東洋、日本の伝統的文化の特色は、何といても、それが含みの文化、象徴（暗示）の文化である点である。すべてを曝けだし 明け放しにすることを 狙う欧米文化と異なっていて、万事に含みをもたせること、余韻余情を持たせることが、日本の伝統的文化の生命となっている。……。欧米文化ではこれとは逆に、或る一つのものと含まれている万事を分析して曝けだし、それを支配することに最大の関心を払ってきた。」とあり、日本の文化は全てを曝けだして解明をせず、全てに含みを持たせた文化だといい、欧米のそれは、森羅万象すべての事象を徹底的に分析し、それを解明する文化であると述べている。ここに、両規定の相違の根本原因があるのではなかろうか。もちろん、ヨーロッパの諸国は、柔道を他の西欧のスポーツと同じように、単純に割り切って考えるという面もあるが……。

この一例として、シーマン嬢（ケンタッキー大学）の柔道とアメリカスポーツとの相違について<sup>(19)</sup>の見解を紹介する。

「An American sport is just that……a sport, not-thing more. Judo means “gentle way.” The literal meaning of the word applies not just to the playing of the sport, but to a way of life. Judo has a philosophy that extends further than the dojo. In any American sport, the participant plays to win; he fights to overcome his opponent. Perhaps this is a part of the American character.」とあり、抽象的ではあるが、柔道とは、「物腰の柔らかい行ない」とか「人生の道を究めるものである」とか「道場で学ぶものよりもはるかに広い哲学を持っている」とあるごとく、柔道は、決して、勝利至上主義ではなく、そこに存する深淵なる思想を究めるものであると述べている点であろう。ここに、柔道が世界的なスポーツとなった1つの要因があり、この精神を否定したら、今日のよ

うな、世界的な興隆はなかったのではなからうか。

それゆえ、ヨーロッパの合理主義に対抗してゆくためには、同じく、ヨーロッパの合理主義精神でもって対抗してゆくのは問題があるのではなからうか。なぜなら、はたして、国内（全柔連）には、この合理主義に対抗してゆくだけの基盤や精神の土台が確立しているのであろうか。何と云っても、日本は柔道の本家としての自覚と誇りを持たねばならず、柔道の世界的な発展の責任と義務を背負っている。しかしながら、柔道の世界化に伴って、その技術の向上とか競技人口の増大およびそのスポーツ化は普遍的なものとなり、そこに、諸規定の改正による発展が秘められているのである。要するに、国際的な競技ルールと日本の伝統に支えられた含みの柔道との調和こそが、これからの世界柔道の指針となり、そこから、真の意味での柔道の発展・充実が生まれてくるのではなからうか。それゆえ、日本としても、日本的な考え方に固守せず、さりとてヨーロッパ的な単純にわりきる行き方にも、無批判に同調することをさげ、規約の改正などの問題についても、恐れずに、積極的にこれらの事柄に取り組んで行く姿勢が必要となろう。そのためには、オリンピックおよび世界選手権大会などで、日本が全階級を制覇することが、ある意味で、そのイニシアチブを取る原動力となるので、この面にも力を注がなければならないだろう。

また、現在の国内規定を国内試合にだけ通用する規定として温存するにしても、その世界的な価値観からすれば、低次元なルールとなる場合もあるが、それは、決して諸外国から指摘されるような事象ではない。しかし、日本も I. J. F. の傘下にある以上、内外での規定が異なっていることは、国際的な試合をする場合とか諸外国との交流を密にする場合などには、マイナスの原因となり、決して、好ましいとはいえないだろう。このことは、世界選手権大会などで、重量級のみならず軽量級の分野においてまで、諸外国の選手にタイトルを奪還されたことは、技量の伯仲もさることながら、「国際ルールに慣れていなかったためだ」とする見解もあったことからしても、それを如実に物語っているといわねばならない。

国際柔道連盟には、現在 101 ヶ国の国々が加盟——ヨーロッパ連合31 ヶ国、アジア連合18 ヶ国、汎米連合24 ヶ国、太平洋連合 8 ヶ国、アフリカ連合20 ヶ国——を<sup>(20)</sup>しており、このうちアジア柔道連盟の加盟国の比率は全体の24%である。また、この連盟には、理事会、スポーツ委員会などの各種委員会があり、これらの議案を決定する最高機関として総会がある。これらの会議の最終的な決定は、民主的なルールである多数決の原理によって、決定されているようである。たとえば、理事会の構成メンバーは11名であり、そのうち日本人は2名である。また、このうち、会長、事務局長および財務長などの主要なポストは<sup>(21)</sup>欧州人であるので、最終的には他の役員も欧州的な物の見方・考え方をし、同調してしまう傾向にあるといわれており、どうしても、欧米主導型の運営にならざるをえないようである。

雑誌『柔道』によれば、これは、総会などの席上で日本代表の発表が正しく<sup>(22)</sup>通訳されない場合もあるようで、各国代表への説明不足が、柔道の本質を彼らのはき違える可能性を与えている 1つの理由であるかもしれない。幸いに、昨年<sup>(22)</sup>の2月「日本柔道育英学会」（本格的な教育活動は昭和51年度から）が発足し、本格的に柔道に対する深い造詣と優秀な技術を有する柔道人の養成に力を注がれるようになったので、必ずや、世界柔道の正しい普及・発展の原動力になるであろう。また、国際的な関係を一層密にするために、国際交流基金および日本海外協力隊などの協力をえて、有為の柔道人をどしどし海外へ派遣をし、各国の役員および選手と交流を図り、相互の理解を深めることが必要ではなからうか。そして、これと相まって、国際的な感覚をもった語学の達人な柔道人の養成も重要であり、これらが、これからの課題となるのではなからうか。

注(1) イタリアのトルチは初代の会長ではなく、その代行であるとして「会長は代行時代をはぶき、臨時総会のさい就任した嘉納履正氏を初代としている」という説がある（日本体育協会監修『スポーツ用語事典』ぎょうせい、昭和50年、p. 261）。

(2) 老松信一著『改定増補・柔道百年』時事通信社、昭和45年、pp. 380-381。



- (3) 「I. J. F. 設立当時の加盟国として、本文で引証をした国々の他に〈オーストリア、イタリア、ベルギー、オランダ、フランス、スペイン、イギリス、スイス、ドイツ連邦共和国〉などの9ヵ国が挙げられる。よく、1952年の加盟国として〈オーストラリア、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国、日本、デンマーク、ルクセンブルグ、アルゼンチン、カナダ、キューバ、アメリカ〉の10ヵ国がある。これらの国々で、国内の組織化が最も早い国として、チェコスロバキア（1936年）、オランダ（1939年）、フランス（1947年）、イタリア・イギリス（1948年）が挙げられる。」（I. J. F. ; *Handbook of the International Judo Federation*, 1974, pp.14-27.）
- (4) 〈「講道館柔道試合審判規定」と「1967年の国際規定」〉との比較研究として扱ったものに、川村禎三稿（松本芳三編『柔道』第40巻第2号、講道館、昭和44年、pp. 38-41）と村山輝志著（『柔道試合審判規定』学芸出版社、昭和48年、pp.192-195）のものがある。
- (5) 1967年と1974年の国際規定についての比較研究は、拙稿「新・旧国際柔道連盟試合規定について」（『武道学研究』第8巻第2号）を参照していただきたい。
- (6) 川村禎三稿、『柔道』第47巻第3号、講道館、昭和51年、p.12。
- (7) 猪熊功稿、『柔道』第46巻第12号、昭和50年、p.6；広瀬巖稿、『柔道』第46巻第12号、昭和50年、p.23；広瀬祐一稿、『柔道』第47巻第3号、昭和51年、p.14、などにみられる。
- (8) 諸外国の道場では、日本製の畳の他「レスリングおよび体操用マット、オガクズ床、スポンジマット、フォームラバー等の化学品、砂床、わら（畳のように圧縮定形化されたものでなく、床一面に敷き詰めその上からシートを張ったもの）などで代用している」とある（真柄浩他稿、『柔道』第43巻第7号、昭和47年、p.56）。
- (9) 東京教育大学の松本芳三教授は、昭和45年の全日本柔道選手権大会において、ロスタイムの研究（その定義を、試合者が場外へ出た「マテ」の宣告から、試合場へ戻ってからの「ハジメ」の宣告までの時間と「ソノママ」から「ヨシ」の宣告までの時間に要した時間としている。）をされた。それによると、ロスタイムは「全試合時間の10.39%にあたり、1試合8分間でいうと、それに1分9秒が使われ、最もロスが多かった試合では、2分18秒であった」と報告がなされている（松本芳三他稿、『柔道』第45巻第1号、昭和49年、p.62）。
- (10) 金沢大学の徳田喜平教授は、「柔道場の床面にスプリング装置を入れたり、特別の施設を施したりするのは、適度な床面の弾力性によって、投げられた際の身体に受ける衝撃をできるだけ減殺して、受け身を容易にし、より安全に、しかもリズムカルで軽快な足さばきによって、柔道の高度な技術の発揮を助長させるためである」とし、「柔道の投げわざにおける衝撃に関する研究」をしておられる（徳田喜

- 平他稿、『柔道』第46巻第1号, pp. 54-61; 第46巻第11号, pp. 52-59)。
- (11) 筆者が欧州(ベルギー, オランダ等)へ遠征試合に出かけたときの、各国の畳はスポンジ製の横1.5m, 縦1mのサイズで、他に体操用のマットを併用していた。また、「横2m, 縦1mの畳はフランス製で、畳床はゴムを圧縮し、畳表はプラスチック製」という報告もある(松本芳三稿, 前掲誌, 第43巻第11号, p. 72)。
- (12) 国際柔道連盟の法令の第1条「定義」で、「国際柔道連盟は政治的に中立で、人種または宗教によって差別をしない。国際柔道連盟は、嘉納治五郎により創始されたものを柔道とする。」とあり、サンボ、レスリング、相撲などとの違いを明確に区別をしている(傍点一引用者)(I. J. F., *op cit.*, p. 40)。
- (13) *Ibid.*, p. 72, p. 78.
- (14) 「柔術時代から伝えられてきた柔道独特の一種の人工呼吸法である。主として、現在は、しめわぎで頸動脈などを圧迫され、大脳の急性酸素欠乏などをきたして意識を消失した場合、いわゆる「落ちた」ときに施されている。すなわち、活法によって急速に、胸部または腹部に圧を加え、呼吸をうながして、すみやかに蘇生させるのである。古来の方法としては、誘い活、襟活、総活、罌丸活などがある。」(日本体育協会編『現代スポーツ百科事典』大修館, 1970年, p. 265)。
- (15) 松本芳三編, 前掲誌, 第46巻第1号, p. 33; 第46巻第9号, p. 48; 第46巻第3号, p. 22, を参照していただきたい。
- (16) ボクシングにおける、Doctor-Stop では「試合に立会う医師は、競技者の負傷その他の身体障害を診察し、これ以上の試合続行が有害と認めた場合、直接試合中止を命じる権限を、かつては認められていた。現在は、アマ・プロともに医師はレフリーにその意見を具申するだけで、それによって試合を中止するか、どうかはレフリーの判断にまかされている」(日本体育協会編, 前掲書, p. 584)。
- (17) ヨーロッパ人と日本人の思想について、以下の本に教えられる点が多くあった。
- ① 会田雄次著『合理主義』講談社現代新書, 昭和50年。
  - ② 会田雄次著『日本人の意識構造』講談社, 昭和50年。
  - ③ 西尾幹一著『ヨーロッパの個人主義』講談社現代新書, 昭和50年。
  - ④ 宮城音弥著『日本人とは何か』朝日新聞社, 昭和47年。
- (18) 田代秀徳著『東洋のこころ日本のこころ』東海大学出版会, 1974年, pp. 1-2。
- (19) 松本芳三編, 前掲誌, 第39巻第7号(金子公宥寄稿), p. 10。
- (20) 現在の国際連合の加盟国は、127ヶ国(『世界大百科事典』11巻, 平凡社, 1970年)であるので、その80%近くの国々がI. J. F. に加盟していることになる(I. J. F., *op cit.*, pp. 14-27.)。I. J. F. 公認の国際審判員は41名で、このうち、11名は日本人である。仮国際審判員は10名で、このうち2名が日本人である。この国際審判員の選抜

試験は、いろいろな着眼点より考査がなされるが、「1つ以上の公用語（〈注〉22を参照）を話す者にその優先権を与える」とある（*Ibid.*, p. 7.）。

21) 国際柔道連盟の会長は、イギリスの C. S. Palmer, 事務局長はスペインの A. Garcia de la Fuente, 財務長はベルギーの R. P. Delfonge で、ヨーロッパ人が三役を独占している（*Ibid.*, p. 4.）。

22) 国際柔道連盟の法令第6条「本部と公用語」の条文に「公用語はフランス語、英語とする。補助言語として、ドイツ語、スペイン語、日本語とする」とある。したがって、総会などの会議に出席する各国の代表は、少なくともフランス語または英語には堪能であることが必須の条件となる（*Ibid.*, p. 41.）。